豊明市議会基本条例(中間評価)について （全条）

A:できている　B:ある程度できている　C:あまりできていない　D:まったくできていない　ー:評価の対象外

条	①実績(過去２年間で取り組んだこと)	②評　価	③意見・今後の課題(どうやったら目的達成できるか)
前文		ー	時代に合わせて改正していく
第1条（目的）	多くの議員が一般質問を行い、さまざまな課題を当局に提案、市民福祉の向上を目指している。	ー	【意見】本会議質疑では、質問する議員が一部の議員に限られている。
第2条（最高規範性）	令和5年5月に新議員研修を実施した	D	【意見】講師役の議員が同条例を理解しているか疑問。 【課題】研修は形式的にせず、2期以上の議員はしっかり理解した上で講師を務める。
第3条（議会の活動原則）	一般質問60分を50分に短縮した	D	【課題】5つの活動原則がほとんど実行できていない。 常任委員会ごとの所管事務調査が十分できていない。 議員間討議が十分にできていない。
第4条（議員の活動原則）		C	【課題】議員間討議をより自由に行うことができる環境づくりに努める
第5条（議員の政治倫理）	条例の一部改正をした	C	【意見】議員の倫理観の低下がみられる。議員で解決できない場合、公平性を保つため学識者など第三者を入れる工夫が必要 【課題】自ら、倫理の向上に努めること ※逐条解説文の修正が必要（要綱→条例）
第6条（議員定数）	次期選挙より20人から18人に2名削減する条例を可決した	A	【意見】今後も経済状況・人口推移を見守り、議論する。 参考人制度や公聴会制度を積極的に活用する。
第7条（議員報酬）	人事院勧告と、物価や労働者賃金の情勢を考慮して改定の議論をし、議決した	B	【意見】「幅広い市民の意見聴取」は、方法を含め要検討
第8条（会派）		ー	【意見】「会派」についての議論が必要。会派をなくして議員個人で活動することも検討する
第9条（政務活動費）	使途を公開し、透明性を確保している	A	【意見】市政等の調査研究及び政策立案等に資するものになっているか、効果検証を行う必要あり。宿泊費については「物価高騰もあり従前の金額に戻す」「実費精算にする」等、再考する必要あり。

第10条 （議長及び副議長）	所信表明は実施している	C	【課題】「中立的かつ公平な立場」「民主的な議会運営」に努めること
第11条 （災害時の議会対応）	・議場等4階で防火訓練を実施 ・自主防災組織連合会との意見交換会を実施	B	【意見】近いうちに災害が起こる前提で適宜、マニュアルを見直す 【課題】市役所4階からの脱出訓練を実施してみる
第12条 （通年議会）	適切に運営されている	B	【課題】常任委員会で所管事務調査などの活動を通年で実施できるように通年議会としたが、一部の委員会に留まっている
第13条 （市民への情報公開、意見交換及び情報発信）	・議会報告会の実施 ・地域別意見交換会の実施 ・議会だよりのリニューアル	B	【課題】・議会報告会や意見交換会の周知方法の工夫が必要（インスタなども活用する） ・意見交換会実施後に市長（当局）へ積極的に提言していくこと
第14条 （参考人及び公聴会制度）	実績なし	D	・評価は「D」と「ー」が同数となった 【意見】議員だけでは解決できないケースは「第三者委員会」に委ねるケースも必要だが費用の問題がある。同制度の運用には更なる議論が必要。
第15条 （請願及び陳情趣旨の聴取）	・請願者や陳情者の意見陳述の時間を設けている ・希望があれば、審査の順番を議案より先に請願陳情を審査している	A	今後も引き続き行う
第16条 （広報広聴機能の充実）	本会議と委員会のYouTube録画配信、議会だより、ホームページを活用	B	【意見】・試験的に、傍聴者へのアンケート実施等の取り組みをする ・インターネット配信は、緊張感を保つため議場全体がわかるように配信する ・議会傍聴において録音、録画もできるようにする
第17条 （市民意見の把握）	市民との意見交換会、議会報告会、団体との意見交換会などを実施。議会報告会ではアンケート実施	B	【意見】パブリックコメントは実施できていない。政治倫理条例の改正時に行う必要があった
第18条 （議会モニター）	実施していない	D	【課題】議会モニター制度を導入している近隣他市町の事例を参考にして取り入れていく必要がある 【意見】・無作為抽出で募る
第19条 （議員と市長等との関係）	一般質問は「一括質問一括答弁方式」と「一問一答方式」の選択制で実施した。	B	【意見】一般質問の時間を60分から50分に短縮されてしまった。 議員が部長をからかっている言動も見られ、執行部との緊張関係があるようには見えない。
第20条 （反問権）	質問に対しての反問ではないことが幾度かあった。反問でなく反論になる場合があった。	C	【課題】質問に対する反問になっているかどうか、議長は暫時休憩やもう一度聞き直すなど慎重に議事進行をすべき。
第21条 （政策形成過程の説明）	以前よりは資料提供がなされている。	B	【課題】タブレット端末が貸与され、データベース化されるため可能な限り事前の資料提供を要望する。 【意見】資料削除のほうが多いと感じる意見もある。

第22条 （予算及び決算における説明資料）	議員によっては事前に提供される資料が不足の場合は、手続きを経て提出可能な資料について提出を求めている。	B	【意見】理事者側から提示される説明資料は日に日に情報量が減っていると思う。自由闊達な議論をするためには当日ではなく、遅くても前日までには配布をしてほしい。
第23条 （重要な計画の説明）	重要と思われる各計画について「議会として」説明を求めたことがない。	D	【課題】計画策定時や変更時の過程も当局に説明を求めたい。議会として積極的に説明を求め議会力向上に努める。
第24条 （議決事件の追加）	実績はなかった。専決処分対象枠の範囲を広げた。	－	
第25条 （文書質問）	実績なし	D	【課題】通年議会であることを念頭におきながら、必要に応じて活用していく。
第26条 （附帯決議への対応）	R6年9月定例月議会で1件決議した。 ～財産の買入れについて（追認）～が、その後の状況報告を求めていない。スマホ条例は含まず	D	【意見】附帯決議後の対応について当局から報告を求める旨を決議文に入れる
第27条 （議会改革）	会議システムの導入/次期から議員定数2名削減/一般質問60分を50分に/人事院勧告に合わせ議員報酬引き上げ	B	【課題】試行期間を設けてチャレンジを続けていく。より開かれた議会をめざすため、積極的に市民に公開していく。
第28条 （議会の政策提案）	会計年度任用職員の給与引き上げを4月１日に遡及して行う条例を提案した（否決）。	C	【課題】まずは委員会単位で政策提言できるよう取り組む。
第29条 （常任委員会の活動）	試行で2年任期にしたが委員会活動の活性化が思うようにできていない。	C	【課題】逐条解説の修正について（来期以降も2年任期にするのかどうか）
第30条 （議員間討議及び意見集約）	積極的に実施できたとは言い難い	C	【課題】議長、委員長などは自由討議を活発化するために工夫する。
第31条 （専門的知見の活用）	実績はない	D	【課題】計画的に予算要求していく必要がある。
第32条 （議員研修の充実強化）	2市1町合同研修や委員会視察等を行なっている	C	【意見】オンライン研修も積極的に取り入れる。2市1町合同研修では議員同士の意見交換の場を提案したい。
第33条 （議会図書室の充実強化）	パソコン使用（印刷）が主目的で、資料閲覧の機会は少ない。	C	【課題】今後のIT化にどう対応するのかは課題。市民が使えることがあまり知られていない。定期購読紙の見直し。

第34条 （議会事務局の体制強化）	人事異動が多いと感じる。	C	【意見】専門的な知見をもった人材の充実を図る。 【意見】中立性の確保ができていないという意見がある。
第35条 （議会予算の確保）	次年度の議会費予算要望については協議している。	B	【課題】必要に応じて必要な予算を要求していく。
第36条 （見直し手続き）	2年経過後に実施している	B	【課題】任期の2年が終了した後に中間評価をする。4年間の総括も必要である

※議場の稼働率が現状低い。議場を涼み処にする（夏）。